# 平成27年度政府予算案等状況調書

### <凡例>

「予算案等の状況」欄 全国枠の金額(単位:億円)である。

〔補〕 = 平成26年度補正予算に計上

\*=国の予算措置以外の進展

### 内閣官房関係

| 重点要望の内容等  | 予算案等の状況 (億円) |        |          |          |            |
|---|--------------|--------|----------|----------|------------|
| 単点安全の内谷寺  | 事            | 項      | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等 |
| I 竹島の領土権の早期確立 〔総務部〕   | 領土・主権内外      | 発信推進経費 | 1        | 1        | 1          |
| 衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。 (1)政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。 (2)領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交 |              |        |          |          |            |
| 交渉の新たな展開を図ること。 (3) 国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。 (4) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 (5) 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。                      |              |        |          |          |            |

### Ⅱ 地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・総務部・地域振興部〕

#### 1 地方分散政策の推進

人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を促進する政策を進めること。

#### 2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1)地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇用創出、UIターンの推進等のための新たな交付金制度を創設すること。
- (2)地方創生・人口減少の克服に向け、地方施策を拡充・強化するための歳出を地方財政計画に別枠で計上し、新たな費目を設けて地方交付税を充実すること。
- (3)条件不利地域における地方創生を推進するため、過疎対策事業債の必要額の確保、交付税算入率の引上げ等を行うこと。

#### 3 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進

- (1)全国一律の人口規模等による基準ではなく、地域の実情に応じた 基準により支援を行うこと。
  - ① 「地方中枢拠点都市」制度において、産業・生活拠点機能の 向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。
  - ② 地域において実際に中核としての役割を担っている自治体も 含めて支援すること。
- (2) いわゆる「小さな拠点」については、離島・中山間地域など条件 不利地域の実情を踏まえて、十分な整備箇所数を確保すること。

| *本社機能等の移転・強化を<br>促進する企業の地方拠点強<br>化税制の創設 |        |        |               |
|---|--------|--------|---------------|
| 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)             | _      | 事項     | —<br>〔補〕1,700 |
| *地方財政計画<br>まち・ひと・しごと創生事業費               | _      | 事項     | 10, 000       |
| *地方債計画<br>過疎対策事業債                       | 3, 600 | 3, 600 | 4, 100        |
| 新たな広域連携の促進に要する経費                        | 1      | 5      | 2             |
| 定住自立圏構想の推進                              | 1. 2   | 1.0    | 0.3           |
|   |        |        |               |
| 集落ネットワーク圏の形成                            | _      | 4      | 4             |
| 農村集落活性化支援事業                             | _      | 10     | 6             |
| 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進            | 4      | 5      | 3             |

| Ⅲ 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への対応〔政策企画局〕   | _ |  |  |
|--|---|--|--|
| 1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外<br>措置を確保することに、全力を尽くすこと。  |   |  |  |
| 2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、<br>丁寧な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。   |   |  |  |
| 3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないなど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。   |   |  |  |
| Ⅳ 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部・健康福祉部・警察本部〕  |   |  |  |
| <ul> <li>1 原子力安全対策</li> <li>(1)福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。</li> <li>(2)原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。</li> <li>(3)原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</li> </ul> |   |  |  |

| 2 原子力防災対策                        | 原子力発電施設等緊急時安全 | 120 | 236 | 122   |
|----------------------------------|---------------|-----|-----|-------|
| (1)「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防 | 対策交付金         |     |     | 〔補〕90 |
| 災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子   |               |     |     |       |
| 力災害対策編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に   |               |     |     |       |
| 対し、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。    |               |     |     |       |
| ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受    |               |     |     |       |
| 入れ自治体、関係機関との調整                   |               |     |     |       |
| ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資    |               |     |     |       |
| 機材、避難支援要員等の迅速な確保                 |               |     |     |       |
| ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事    |               |     |     |       |
| 者等の確保                            |               |     |     |       |
| ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備        |               |     |     |       |
| ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確    |               |     |     |       |
| 保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備          |               |     |     |       |
| ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ヨウ素剤の製剤の開発、安定    |               |     |     |       |
| ョウ素剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用     |               |     |     |       |
| 体制の充実                            |               |     |     |       |
| (2)原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速 |               |     |     |       |
| かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。            |               |     |     |       |
| ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等    |               |     |     |       |
| を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保           |               |     |     |       |
| ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備           |               |     |     |       |
| ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充            |               |     |     |       |
| ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置     |               |     |     |       |
| ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設    |               |     |     |       |
| の整備                              |               |     |     |       |
|                                  |               |     |     |       |

| (3) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一<br>行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機<br>材整備などについて財政支援を行うこと。<br>(4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必<br>要な経費について財政措置を講ずること。 |  |  |
|---|--|--|
| V 地域医療連携の推進〔健康福祉部〕<br>I C T を利用した診療情報の共有は、地域医療連携を目的として、既に<br>全国各地で始まっている。この取組みを拡大・発展させ、健康長寿社会の<br>実現に向けた成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項につ<br>いて対応すること。      |  |  |
| 1 法的な課題の解決<br>診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容<br>や取得方法が異なる地域との連携は困難である。<br>個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全<br>国一律の同意取得方法を示すこと。                        |  |  |
| 2 制度上の課題の解決<br>診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体として<br>の効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針<br>や規程等を早期に整備すること。   |  |  |
| 3 財政上の課題の解決<br>診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関及び国又は地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。  |  |  |

| VI 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進   | 競技力向上事業 | 49 | 117 | 74 |
|--|---------|----|-----|----|
| 〔政策企画局〕  |         |    |     |    |
| 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の<br>成功に向けて日本全体で取り組むために、全国の社会基盤整備や選手の育<br>成強化、日本各地への外国人観光客の誘致に配慮すること。 |         |    |     |    |

# 内閣府関係

| 4. 上五祖 5. 上五祖 5. 上五姓  |                            |   | 予算案等の状況  | (億円)      |               |
|---|----------------------------|---|----------|-----------|---------------|
| 重点要望の内容等  | 事                          | 項 | H26 当初予算 | H27 概算要求  | H27 政府予算案等    |
| I 竹島の領土権の早期確立 [総務部]  衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。 (1)政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。 (2)領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。 (3)国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。 (4)竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 (5)国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。 | 政府の重要施第報(国際)               |   | 18       | T121 似异女小 | 36            |
| Ⅱ 地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・総務部・地域振興部〕<br>地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇<br>用創出、UIターンの推進等のための新たな交付金制度を創設すること。  | 地域住民生活等<br>めの交付金(地<br>[再掲] |   | _        | 事項        | —<br>〔補〕1,700 |
| <ul><li>Ⅲ 地方分権改革の推進〔政策企画局〕</li><li>地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。</li></ul>   | _                          |   |          |           |               |

| Ⅳ 道州制への対応〔政策企画局〕  | _ |  |  |
|---|---|--|--|
| 現在議論されている道州制は、改革の具体的な内容が不明確であり、その導入の目的、目的を達成するにあたっての課題などについて様々な懸念や意見が出されている。<br>特に、道州制は、国から地方へ事務と財源を再配分することが必要になるが、現在は国・地方を通じた巨額の財政赤字が続く状況にあることから、まずは財政の健全化を進め、その見通しが立つ段階で検討を進めることが適切である。<br>国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、国民的な議論を十分に行った上で、慎重な検討を行うこと。   |   |  |  |
| │<br>│ V 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部・健康福祉部・警察本部〕  |   |  |  |
| 1 原子力安全対策 (1)福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。 (2)原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。 (3)原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。 |   |  |  |

| 2 原子力防災対策  | 原子力発電施設等緊急時安 | 120 | 236 | 122   |
|--|--------------|-----|-----|-------|
| (1)「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防                       | 全対策交付金[再掲]   |     |     | 〔補〕90 |
| 災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子                         |              |     |     |       |
| 力災害対策編) の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に                        |              |     |     |       |
| 対し、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。                          |              |     |     |       |
| ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受                          |              |     |     |       |
| 入れ自治体、関係機関との調整   |              |     |     |       |
| ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資                          |              |     |     |       |
| 機材、避難支援要員等の迅速な確保                                       |              |     |     |       |
| ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事                          |              |     |     |       |
| 者等の確保  |              |     |     |       |
| ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備                              |              |     |     |       |
| ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確                          |              |     |     |       |
| 保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備                                |              |     |     |       |
| ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定                          |              |     |     |       |
| ョウ素剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用                           |              |     |     |       |
| 体制の充実 (2) 原スカバタがよりな明ら、 即は日本が悪極症を心臓性が迅速                 |              |     |     |       |
| (2)原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。  |              |     |     |       |
| ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等                          |              |     |     |       |
| おおりに即時避難が各勿くない安後護有等が利用する施設等     を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保 |              |     |     |       |
| ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備                                 |              |     |     |       |
| ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充                                  |              |     |     |       |
| ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置                           |              |     |     |       |
| ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設                          |              |     |     |       |
| の整備  |              |     |     |       |
| (3)官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一                       |              |     |     |       |
| 行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機                          |              |     |     |       |
| 材整備などについて財政支援を行うこと。                                    |              |     |     |       |
|  |              |     | 1   |       |

(4) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必

要な経費について財政措置を講ずること。

| VI 防災対策の強化〔防災部〕   | _                                      |                           |  |  |
|---|--|---------------------------|--|--|
| <ul> <li>1 東日本大震災を踏まえ、防災対策の強化・見直しが進められているところであるが、国と地方の物資の備蓄体制における役割を明確化すること。</li> <li>特に、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。</li> <li>2 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。</li> </ul>  |  |                           |  |  |
| Ⅲ 少子化対策の推進〔健康福祉部〕   |  |                           |  |  |
| <ul> <li>1 子ども・子育て支援新制度における施策充実</li> <li>(1)財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう適切な財政措置を講ずること。</li> <li>(2)制度が円滑に実施できるよう必要な情報を迅速に提供すること。</li> <li>(3)多子世帯等における利用者負担の更なる軽減を図ること。</li> <li>(4)待機児童の解消や良好な保育環境を確保するため、保育所等の整備が安定的に行えるよう支援を充実すること。</li> <li>(5)中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービス提供が行えるよう支援措置を講ずること。</li> <li>(6)入所児童の災害時の安全確保のために必要な経費を、すべての保育所等が受けられるよう、公定価格に算定すること。</li> <li>(7)質の高い教育と保育を提供する必要があるため、更なる保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図ること。また、保育人材確保のための支援を継続・拡充すること。</li> </ul> | 子ども・子育て支援新制度の<br>実施(待機児童解消の推進等<br>を含む) | 7,625 内閣府 1,045 厚労省 6,580 | 事項+7,605<br>内閣府<br>事項+1,045<br>厚労省 6,560 | 8,070<br>内閣府 7,178<br>厚労省 892<br>〔補〕120<br>(厚労省 120) |
| 2 未婚・晩婚化対策の推進<br>(1)地方が地域の実情に応じて継続的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。<br>(2)国においても、国民の意識醸成や社会全体での取組みの促進を図るための啓発、情報発信等の取組みを強化すること。  | 地域少子化対策強化交付金                           | _                         | 30                                       | —<br>〔補〕30   |

# 総務省関係

| 重点要望の内容等                               | 予算案等の状況 (億円)  |          |           |            |
|--|---------------|----------|-----------|------------|
| 里点女主の打骨守                               | 事 項           | H26 当初予算 | H27 概算要求  | H27 政府予算案等 |
| I 地方行財政の充実強化〔政策企画局・総務部・地域振興部〕          |               |          |           |            |
| <br>  1 地方財源の確保                        |               |          |           |            |
|  | <br>  *地方財政計画 |          |           |            |
| (1) 平成27年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要      |               | 160 055  | 100 450   | 107 540    |
| 額の増加や、地方創生・人口減少に対応するための財政需要を適切         | 地方交付税         | 168, 855 |           | 167, 548   |
| に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別         | 臨時財政対策債       | 55, 952  | ,         | 45, 250    |
| 枠で措置することや、地方の財政需要に応じた歳出特別枠及び別枠         | 地方一般財源        |          | 61.6 兆円程度 | 615, 485   |
| 加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。         | 別枠加算          | 6, 100   |           | 2, 300     |
|  | 歳出特別枠         | 11, 950  | 1.2 兆円程度  | 8, 450     |
|  |               |          |           |            |
| (2) 法人実効税率の引下げの検討に際しては、地方交付税原資の減収      | *大法人のみを対象とした外 |          |           |            |
| 分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。その際、地域経済や         | 形標準課税の拡大      |          |           |            |
| 雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討する          |               |          |           |            |
| こと。                                    |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
| (3) 地方間で格差が生じないよう、地域の実情に沿って、恒常的で十      |               |          |           |            |
| 分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原         |               |          |           |            |
| 資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政         |               |          |           |            |
| 計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定について         |               |          |           |            |
| は財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。                 |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
| <br>  (4)臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ |               |          |           |            |
| 更に配慮した方法に見直すこと。                        |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
|  |               |          |           |            |
|  |               | <u> </u> |           |            |

| (5) 消費税の引上げに伴い地充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政限入額~100%別入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。 (6) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。 (7) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ配慮した力法に拡充すること。  2 地方分権改革の推進 地方分権改革の推進 地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する起案を真摯に検討し、今後も苦実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域関格派に配慮するなと適切な財産情意を行うこと。  1 地方制生・人口減少分策の推進 [政策企画局・総務部・地域振興節]  1 地方制性・人口減少分策の推進 [政策企画局・総務部・地域振興節]  1 地方制数の策の推進 人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、予育でがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を促進する政策を進めること。  2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化 (1) 地方創生に向けた地方行財政の充実強化 (1) 地方創生に向けた地方行財政の充実強化  地域住民生活等緊急支援のた  事項 |  |                                       |   |       |                         |
|---|--|---------------------------------------|---|-------|-------------------------|
| 地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に<br>検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域<br>間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。<br>I 地方創生・人口減少対策の推進 [政策企画局・総務部・地域振興部]<br>1 地方分散政策の推進<br>人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是<br>正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく<br>出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を促進する政策<br>を進めること。<br>2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化<br>(1) 地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振<br>地域住民生活等緊急支援のた   | き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。  (6) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。  (7) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低 |                                       |   |       |                         |
| 1 地方分散政策の推進 人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を促進する政策を進めること。 2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化 (1)地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振地域住民生活等緊急支援のた *本社機能等の移転・強化を促進する企業の地方拠点強化・促 (税制の創設[再掲]   | 地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に<br>検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域<br>間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。   |                                       |   |       |                         |
| (1)地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振 地域住民生活等緊急支援のた - 事項 -   | 1 地方分散政策の推進<br>人口減少を克服するためには、大都市部、特に東京への一極集中を是<br>正する必要があるため、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく<br>出生率が高い地方部へ、人、企業、政府機関などの分散を促進する政策   | 促進する企業の地方拠点強                          |   |       |                         |
| 設すること。  | (1)地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇用創出、UIターンの推進等のための新たな交付金制度を創設すること。<br>(2)地方創生・人口減少の克服に向け、地方施策を拡充・強化するた   | めの交付金(地方創生先行型)<br>[再掲]<br>*地方財政計画[再掲] | _ | , , , | —<br>〔補〕1,700<br>10,000 |
| 交付税を充実すること。   |  | より・いと・しこと創土事業負                        |   | , ,   | 10,000                  |

| (3)「ふるさと納税」制度が、利用者にとって一層使いやすい制度となるよう、控除額上限の引上げや税額控除の適用下限額の引下げ、手続きの簡素化など、制度の拡充を図ること。                   | 〔補〕ふるさと納税の推進<br>*個人住民税所得割の特例控<br>除額上限の引上げ(1 割→2<br>割)、申告手続簡素化の仕組 | _   | _   | 〔補〕2 |
|---|--|-----|-----|------|
| 2. 地域の宇体に内では、地域では、大型の大型   | みの導入   |     |     |      |
| 3 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進<br>(1)全国一律の人口規模等による基準ではなく、地域の実情に応じた<br>基準により支援を行うこと。                            | 新たな広域連携の促進に要する経費[再掲]   | 1   | 5   | 2    |
| ① 「地方中枢拠点都市」制度において、産業・生活拠点機能の<br>向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。<br>② 地域において実際に中核としての役割を担っている自治体も         | 定住自立圏構想の推進[再掲]   | 1.2 | 1.0 | 0.3  |
| 含めて支援すること。<br>(2) いわゆる「小さな拠点」については、離島・中山間地域など条件<br>不利地域の実情を踏まえて、十分な整備箇所数を確保すること。                      | 集落ネットワーク圏の形成<br>[再掲]   | _   | 4   | 4    |
|   | 農村集落活性化支援事業[再掲]  | _   | 10  | 6    |
|   | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進[再掲]                                 | 4   | 5   | 3    |
| 4 UIターンの推進に向けた支援の拡充<br>(1)地方への定住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できる体制の整備に係る財政措置の充実を図ること。 |  |     |     |      |
| (2)人口減少や高齢化により管理されずに放置される空き家の増加が<br>顕著となっており、空き家の利活用をUIターンの促進につなげる<br>ため、補助率の引上げ、要件の緩和、必要な予算の確保を行うこと。 | 過疎地域等自立活性化推進交<br>付金  | 4   | 4   | 3    |

| ■ 離島・過疎・半島地域への支援 [総務部・地域振興部・健康福祉部]  1 国境に位置する離島への支援 国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国境離島に係る新法の制定など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。  2 過疎対策事業債の拡充 過疎地域や離島においては、高齢化の進行とともに一層の人口減少が続いており、地域での雇用の場を創出して若者等の定住を進め、人口減少の流れを食い止めるため、以下の措置を講ずること。 (1)過疎対策事業債の必要額の確保と弾力的な運用 過疎地域における人口減少対策などにより、過疎対策事業債の要望額の増加が見込まれているため、必要額の確保を図ること。また、産業振興や雇用の創出などにつながるソフト事業に係る過疎対策事業債については、地域のニーズに応じて発行限度額の更なる弾力的な運用を図ること。 (2)過疎対策事業債の交付税算入率の引上げ財政力の脆弱な過疎地域への更なる対策の充実を図るため、過疎対策事業債の交付税算入率を引き上げること。  3 半島振興対策の充実 半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年3日をもって、注即限を迎える半島振興対策を促進するため、平成27年3日をもって、注即限を迎える半島振興対策を促進するため、平成27年3日をもって、注即限を迎える半島振興対策を促進するため、平成27年3日をもって、注明限を迎える半島振興対策を促進するため、平成27年3日をもって、注明限を迎える半島振興対策を促進するため、平成27年 | *地方債計画[再掲]<br>過疎対策事業債 | 3, 600 | 3, 600 | 4, 100 |
|---|-----------------------|--------|--------|--------|
| 3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。<br>また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための<br>財政等支援措置の充実を図ること。  |                       |        |        |        |
| 4 過疎地域の病院等への支援<br>医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組<br>みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の<br>充実を図ること。   | *地方債計画[再掲]<br>過疎対策事業債 | 3, 600 | 3,600  | 4, 100 |

| IV 国民健康保険制度の持続可能性の確保〔健康福祉部〕<br>現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政<br>上の構造的な問題の解決を行うこと。<br>また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的<br>な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。 |  |  |
|---|--|--|
| V 地域医療連携の推進〔健康福祉部〕<br>ICTを利用した診療情報の共有は、地域医療連携を目的として、既に<br>全国各地で始まっている。この取組みを拡大・発展させ、健康長寿社会の<br>実現に向けた成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項につ<br>いて対応すること。       |  |  |
| 1 法的な課題の解決<br>診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容<br>や取得方法が異なる地域との連携は困難である。<br>個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全<br>国一律の同意取得方法を示すこと。                      |  |  |
| 2 制度上の課題の解決<br>診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体として<br>の効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針<br>や規程等を早期に整備すること。   |  |  |
| 3 財政上の課題の解決<br>診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関及び国又は地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。  |  |  |

| VI 軽油に関する課税免除特例への対応〔政策企画局〕   | *軽油引取税の課税免除の特        |  |  |
|--|----------------------|--|--|
| 軽油に関する課税免除の特例については、農林水産業などの地域産業や、<br>中小事業者、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。 | 例措置は一部を除き 3 年間<br>延長 |  |  |

## 外務省関係

| 重点要望の内容等   | 予算案等の状況 (億円) |          |          |            |
|--|--------------|----------|----------|------------|
| 里点安全の内谷寺   | 事 項          | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等 |
| I 竹島の領土権の早期確立 [総務部]  | 領土保全対策       | 10       | 12       | 10         |
| 衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。 (1)政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。 (2)領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め外交交渉の新たな展開を図ること。 (3)国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。 (4)竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 (5)国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。 |              |          |          |            |
| <ul><li>Ⅲ 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等 [防災部]</li><li>1 関係機関への中止の要請等</li><li>住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。</li></ul>  |              |          |          |            |

#### 2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、更に騒音測定器を 設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓 練の実態を明らかにすること。

また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定 器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。

(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

#### 3 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかに し、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供する こと。

#### 4 住民負担の軽減等

- (1)住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- (2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。
- (3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、 政府において、十分調整して対応すること。

#### 5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。

# 財務省関係

| <b>新占亜切の内</b> 宏笙   |     | 予算案等の状況  | (億円)  |   |
|--|-----|----------|---|---|
| 単点安主の7月存守  | 事 項 | H26 当初予算 | H27 概算要求  | H27 政府予算案等  |
| 重点要望の内容等  I 地方行財政の充実強化〔政策企画局・総務部・地域振興部〕  1 地方財源の確保 (1)平成27年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や、地方創生・人口減少に対応するための財政需要を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。  (2)法人実効税率の引下げの検討に際しては、地方交付税原資の減収分も含め、恒久的な代替財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討する   |     |          | H27 概算要求<br>160, 450<br>55, 458<br>61. 6 兆円程度<br>5, 100 | H27 政府予算案等  167, 548 45, 250 615, 485 2, 300 8, 450 |
| こと。 (3)地方間で格差が生じないよう、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。 (4)臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。 (5)これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。 (6)市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ配慮した方法に拡充すること。 |     |          |   |   |

| 2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化<br>(1)地方創生に向けた出産・子育て対策、未婚・晩婚化対策、産業振興・雇用創出、UIターンの推進等のための新たな交付金制度を創設すること。  | 地域住民生活等緊急支援のた<br>めの交付金(地方創生先行型)<br>[再掲] | _ | 事項 | —<br>〔補〕1,700 |
|---|---|---|----|---------------|
| <ul><li>(2)地方創生・人口減少の克服に向け、地方施策を拡充・強化するための歳出を地方財政計画に別枠で計上し、新たな費目を設けて地方交付税を充実すること。</li><li>(3)「ふるさと納税」制度が、利用者にとって一層使いやすい制度となるよう、控除額上限の引上げや税額控除の適用下限額の引下げ、手続きの簡素化など、制度の拡充を図ること。</li></ul> | *地方財政計画[再掲]<br>まち・ひと・しごと創生事業費           | _ | 事項 | 10, 000       |
| 3 地方分権改革の推進<br>地方分権改革においては、地方からの制度改革に対する提案を真摯に<br>検討し、今後も着実に推進するとともに、社会資本整備や財政力の地域<br>間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。   |   |   |    |               |
| <ul><li>Ⅱ 消費税の引上げに伴う影響への対応</li><li>〔政策企画局・総務部・健康福祉部・病院局〕</li></ul>  | _                                       |   |    |               |
| 1 消費税10%への引上げの検討にあたっては、地方の景気実態をよく<br>点検・把握した上で判断すること。また、引上げを行う際には、地域経<br>済への影響に十分配慮した対策を講ずること。  |   |   |    |               |
| 2 消費税の引上げに伴い拡充される地方消費税については、引き続き、地方消費税に係る基準財政収入額へ100%算入するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。 |   |   |    |               |

| <ul><li>3 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。</li><li>4 消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。</li></ul> |  |  |
|--|--|--|
| Ⅲ 国民健康保険制度の持続可能性の確保〔健康福祉部〕 現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政上の構造的な問題の解決を行うこと。 また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。   |  |  |
| IV 小中学校の少人数学級編制の推進〔教育委員会〕<br>生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導<br>の充実を図る観点から、現在小学校1・2学年に限定されている35人学<br>級編制を維持するとともに、すべての学年に拡大すること。  |  |  |

## 文部科学省関係

| 重点要望の内容等  |                   |   | 予算案等の状況  | (億円)     |            |
|---|-------------------|---|----------|----------|------------|
| 里は安全の内谷寺  | 事                 | 項 | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等 |
| I 学校教育における竹島の指導〔教育委員会〕<br>全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。また、平成26年1月に中学校及び高等学校の学習指導要領解説の一部が改訂され、竹島問題に関する記載が充実されたところであるが、学習指導要領においても竹島問題を取り上げること。 | _                 |   |          |          |            |
| <ul><li>□ 小中学校の少人数学級編制の推進〔教育委員会〕</li><li>生活・学習両面において、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導の充実を図る観点から、現在小学校1・2学年に限定されている35人学級編制を維持するとともに、すべての学年に拡大すること。</li></ul>   | *35人学級編<br>学校1・2当 |   |          |          |            |
| Ⅲ 中山間地域の高校教員定数の加配〔教育委員会〕 教育の機会均等や進路保障等の観点から、中山間地域の教育環境を確保するため、1 学年1 学級又は2 学級の小規模高校に対する教員定数の加配措置を行うこと。   | _                 |   |          |          |            |
| Ⅳ 学校司書配置の拡大〔教育委員会〕 現在、学校司書は12学級以上の規模を有する高校に定数配置されているが、12学級未満の高校、特別支援学校及び小中学校にも定数で措置すること。  | _                 |   |          |          |            |

| V 医師養成の充実等〔健康福祉部〕<br>厚生労働省と連携し、医師養成体制の充実や、大学の勤務環境改善など<br>を行い、大学によるへき地医療支援を促進すること。      |                             |    |    |    |
|--|-----------------------------|----|----|----|
| (1)地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を<br>養成するため、教育体制の強化を図ること。                              | 未来医療研究人材養成拠点形成事業            | 25 | 20 | 16 |
| (2) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、<br>地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や                 | 課題解決型高度医療人材養成<br>プログラム      | 25 | 10 | 8  |
| 勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。  | 大学における医療人養成の在<br>り方に関する調査研究 | _  | 1  | 1  |
| VI 世界文化遺産の保全管理の充実〔教育委員会〕   | _                           |    |    |    |
| 世界文化遺産に登録された全国14件の資産の保全と、我が国の文化<br>財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改<br>正などその方策を検討すること。 |                             |    |    |    |
| Ⅲ 国立三瓶青少年交流の家の国営存続〔教育委員会〕  | _                           |    |    |    |
| 中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶<br>青少年交流の家について、廃止や自治体・民間への移管をせず、国営で<br>存続させること。        |                             |    |    |    |

### 厚生労働省関係

| _   |                       |                          |                              |   |
|---|-----------------------|--------------------------|------------------------------|---|
| <br>  重点要望の内容等  | 予算案等の状況 (億円)          |                          |                              |   |
| 重点安主(2)(14)   | 事項                    | H26 当初予算                 | H27 概算要求                     | H27 政府予算案等                                    |
| I 実効性のある社会保障制度改革の推進〔健康福祉部〕<br>社会保障制度改革については、国民生活をはじめ、地方団体の組織・財政に大きな影響を及ぼすことから、具体的な制度設計にあたっては、国民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、地方と手順を踏んだ十分な議論を行うこと。<br>1 子ども・子育て支援新制度  | 子ども・子育て支援新制度の         | 7, 625                   | 事項+7,605                     | 8, 070  |
| <ul> <li>(1)財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう適切な財政措置を講ずること。</li> <li>(2)制度が円滑に実施できるよう必要な情報を迅速に提供すること。</li> <li>(3)多子世帯等における利用者負担の更なる軽減を図ること。</li> <li>(4)待機児童の解消や良好な保育環境を確保するため、保育所等の整備が安定的に行えるよう支援を充実すること。</li> <li>(5)中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービス提供が行えるよう支援措置を講ずること。</li> <li>(6)入所児童の災害時の安全確保のために必要な経費を、すべての保育所等が受けられるよう、公定価格に算定すること。</li> <li>(7)質の高い教育と保育を提供する必要があるため、更なる保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図ること。また、保育人材確保のための支援を継続・拡充すること。</li> </ul> | 実施(待機児童解消の推進等を含む)[再掲] | 内閣府 1, 045<br>厚労省 6, 580 | 内閣府<br>事項+1,045<br>厚労省 6,560 | 内閣府 7, 178<br>厚労省 892<br>〔補〕 120<br>(厚労省 120) |

#### 2 医療制度

(1) 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金については、法律に基づき、医療・介護人材の確保や、医療と介護の連携体制の整備などに充てることとされているが、これらは長期継続的に取り組む必要があり、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。

また、地域毎に医療・介護ニーズは異なるとともに、医療・介護 資源の分布状況も異なる中で、目指すべき医療・介護の体制も地域 毎に異なることから、地域の実情に応じた取組みが可能となるよう 柔軟な制度とすること。

(2) 地域医療ビジョンの策定

地域医療ビジョンの策定にあたっては、離島・中山間地域の地域 事情を踏まえた実効性ある計画が策定できるよう、必要病床数の算 定を、全国一律の算定式のみではなく、各都道府県が地域の実情に 即して柔軟に対応できるよう配慮すること。

(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保

現在検討が行われている国民健康保険の都道府県移行については、財政上の構造的な問題の解決を行うこと。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり制度の安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。

### 3 介護保険制度

中山間地域や離島を抱える島根県は、都市部と異なり、サービス提供 体制や人材確保に課題があるため、改革にあたっては、次の事項につい て地域の実情を踏まえ制度設計をすること。

また、将来にわたり安定的な制度となるよう、介護保険財政における保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

| 地域医療介護総合確保基金    | 602 | 事項  | 1,085<br>医療分602<br>介護分483<br>[介護分は新設] |
|-----------------|-----|-----|---------------------------------------|
| 地域医療構想作成研修会経費   | _   | 0.2 | 0. 1                                  |
| 国民健康保険への財政支援の拡充 |     | 事項  | 1, 032                                |

| (1) 国は、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供される地域包括<br>ケアシステムの必要性、重要性等を国民に十分に説明するととも<br>に、地域の実情にあったシステムの実現に向け、将来にわたる自治<br>体への財政支援を行うこと。  |           |     |    |     |
|--|-----------|-----|----|-----|
| <ul> <li>(2)予防給付から移行する新たな地域支援事業について、市町村が地域の実情に応じた一定水準のサービスが提供できるよう、十分な財政措置を講ずること。</li> <li>① 新しい総合事業のガイドラインについては、都道府県や市町村と十分に協議を行い、地方の意見を反映した実効性のある内容にすること。</li> <li>② 事業の実施にあたっては、地域包括支援センターの機能強化が重要となるため、人員体制の強化、職員研修の充実が図れるよう、十分な財政支援を行うこと。</li> <li>(3)各地域において必要な介護サービスが提供できる体制の整備を図るため、離島・中山間地域の地域特性を踏まえ介護報酬を設定することなどにより、利用者の負担も考慮しながら、介護サービス事業者が参入しやすい方策を講ずること。</li> <li>(4)特別養護老人ホームの入所を、要介護3以上の者とする見直しにあたっては、地域の実情や入所者の実態に応じた柔軟な制度となるよう、検討すること。</li> </ul> | 地域支援事業の充実 | 698 | 事項 | 798 |
| (5)介護人材の確保・定着に向け、介護サービスに従事する介護職員<br>や看護職員等の更なる処遇改善を図るため、国において利用者の負<br>担も考慮した介護保険制度の検討を行うこと。特に、介護職員の処<br>遇については、介護報酬の改定を通じて、早急に改善を図ること。   | 介護職員の処遇改善 | _   | 事項 | 396 |

| Ⅱ 地域医療提供体制の確保と地域医療連携の推進〔健康福祉部〕    |              |     |    |     |
|-----------------------------------|--------------|-----|----|-----|
| 1 医師・看護職員確保対策の推進                  | 地域医療介護総合確保基金 | 602 | 事項 | 602 |
| (1) 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科 | (医療分)[再掲]    |     |    |     |
| で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講ずること。        |              |     |    |     |
| ① 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科におい      |              |     |    |     |
| て、充実した研修が受けられるよう病院の研修環境や指導体制      |              |     |    |     |
| の充実を図ること。                         |              |     |    |     |
| ② 産科・外科などにおける医療事故の患者や家族の早期救済の     | 医療事故調査制度の実施  | _   | 11 | 5   |
| ため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失      |              |     |    |     |
| 補償制度を拡充すること。                      |              |     |    |     |
| ③ 新たな専門医制度の構築にあたっては、医師の地域偏在、診     | 専門医に関する新たな仕組 | 3   | 4  | 3   |
| 療科偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。           | みの構築に向けた支援   |     |    |     |
| ④ 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、     | 女性医師が働きやすい環境 | _   | 1  | 0.2 |
| 仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労      | の整備          |     |    |     |
| 環境の整備・充実を図ること。                    |              |     |    |     |
| (2)看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政  | 看護職員の確保対策    | 7   | 6  | 5   |
| 支援の充実、地域の医療・福祉を支える看護職員の給与等の処遇や    | 医療提供体制推進事業費補 | 151 | 99 | 134 |
| 勤務環境の改善など、看護職員の安定確保につながる対策を講ずる    | 助金           |     |    |     |
| こと。                               |              |     |    |     |
| (3) 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な |              |     |    |     |
| 取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支    |              |     |    |     |
| 援措置の充実を図ること。                      |              |     |    |     |
| (4) 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関 |              |     |    |     |
| の適切な利用方法などについて、国民への広報・啓発を強化するこ    |              |     |    |     |
| と。                                |              |     |    |     |
|                                   |              |     |    |     |
|                                   |              |     |    |     |
|                                   |              |     |    |     |

| 電子カルテデータ標準化等の | _ | 22 | _     |
|---------------|---|----|-------|
| ための IT 基盤の構築  |   |    | 〔補〕13 |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |
|               |   |    |       |

| 3 地域医療提供体制の確保                     |               |     |     |      |
|-----------------------------------|---------------|-----|-----|------|
| (1)ドクターヘリ運航委託費の補助基準額は全国一律であるが、島根  | ドクターへリの導入促進   | 49  | 52  | 50   |
| 県のように離島や中山間地を多く抱える地域では、運航実績が他地    |               |     |     |      |
| 域に比べ非常に高くなっている。                   |               |     |     |      |
| こうした地域実情を考慮し、運航実績に応じた補助基準額とする     |               |     |     |      |
| こと。                               |               |     |     |      |
| (2)救命救急センター運営費等の地域医療提供体制を確保するために  | 救急医療体制の整備     | 8   | 8   | 4    |
| 恒常的に必要な費用については、補助基準額に応じた十分な予算を    | 医療提供体制推進事業費補  | 151 | 99  | 134  |
| 確保し、都道府県の超過負担を解消すること。             | 助金[再掲]        |     |     |      |
| (3) 地震発生時においても万全な医療体制を維持するため、医療施設 |               |     |     |      |
| の耐震化が図られてきたところであるが、依然として未実施の施設    |               |     |     |      |
| があり、一層の耐震化の促進に向け、「医療施設耐震化臨時特例交    |               |     |     |      |
| 付金」を恒久的な制度として創設すること。なお、恒久的な制度創    |               |     |     |      |
| 設までの間は、十分な予算措置を行った上で事業期間の延長により    |               |     |     |      |
| 対応すること。                           |               |     |     |      |
|                                   |               |     |     |      |
| Ⅲ がん対策の推進〔健康福祉部〕                  | がん対策          | 230 | 241 | 212  |
|                                   | 〔補〕働く世代の女性支援の | _   | _   | 〔補〕6 |
|                                   | ためのがん検診の推進    |     |     |      |
| 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従 |               |     |     |      |
| 事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保するなど必要な対  |               |     |     |      |
| 策を講ずること。                          |               |     |     |      |
| 2 がん診療連携拠点病院の指定要件強化による質の向上に対応するた  |               |     |     |      |
| め、がん診療連携拠点病院等への財政措置を充実させること。また、指  |               |     |     |      |
| 定要件について地域の実態に即した弾力的な運用を行うこと。      |               |     |     |      |
| 3 がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録の事務のうち、 |               |     |     |      |
| 都道府県及び市町村、病院等が負担する事務に要する費用については、  |               |     |     |      |
| 円滑な事業の導入及び継続が可能となるよう補助金等の必要な財源措   |               |     |     |      |
| 置を講ずること。                          |               |     |     |      |

| <ul> <li>4 保険適用外となっているがん治療薬について、保険適用の拡大を一層<br/>迅速に進めること。未承認薬の承認については、引き続き一層の早期承<br/>認となるよう推進すること。</li> <li>5 がん検診を希望する被保険者が受診しやすい体制整備を保険者に義<br/>務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。また、自<br/>治体が受診率向上に向けて現状把握できる対策を講ずるために、がん検<br/>診の内容や実績について自治体への報告を制度化すること。</li> <li>6 がん対策推進基本計画の実施にあたっては、これまでの施策に加え、<br/>重点課題に追加された「働く世代へのがん対策の充実」など新たな取組<br/>みに対しての予算も確保すること。</li> </ul>   |                  |  |     |
|---|------------------|--|-----|
| <ul> <li>▼子化対策の推進〔健康福祉部〕</li> <li>出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を次のとおり講ずること。         <ul> <li>(1)乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。</li> <li>(2)特定不妊治療助成費の増額や男性不妊についても助成の対象とするなど制度を拡充すること。更に、特定不妊治療など保険診療の適用となっていない不妊治療について医療保険適用を図ること。</li> </ul> </li> <li>未婚・晩婚化対策について、地方が地域の実情に応じて継続的な取組みが行えるように、自由度が高く、かつ、継続的な財政支援等を行うこと。         <ul> <li>また、国においても、国民の意識醸成や社会全体での取組みの促進を図るための啓発、情報発信等の取組みを強化すること。</li> </ul> </li> </ul> | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 |  | 130 |

| V 福祉サービス提供体制の充実〔健康福祉部〕   |                              |     |    |     |
|--|------------------------------|-----|----|-----|
| 1 今後の福祉・介護サービスの需要増に的確に対応するため、緊急雇用<br>創出事業臨時特例基金に代わる福祉・介護人材の確保に向けた国の財政<br>支援措置を講ずること。   | 地域医療介護総合確保基金<br>(介護分)[再掲]の一部 | _   | 事項 | 60  |
| 2 社会福祉施設の耐震化を促進するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金については、平成27年度以降も継続するとともに、対象施設や対象経費を拡大し、「福祉避難所」、「広域福祉避難所」の施設整備や災害時用自家発電設備の整備等の防災対策などに活用できるよう制度の弾力化を図ること。  |                              |     |    |     |
| 3 生活困窮者等の自立支援に係る予算等を確実に措置すること。 (1)生活困窮者自立支援法に規定する事業の国庫補助・負担金の基準額は、市町村の実情を踏まえた適切な水準とし、地方負担分も含めて確実に財政措置すること。また、全世代のひきこもり等社会生活を営む上で困難を有する者に対する就労訓練などの取組みについて財政措置を講ずること。 (2)離職者の生活再建等を目的に貸付けられる生活福祉資金の相談員を引き続き配置できるよう、緊急雇用創出事業臨時特例基金に代わる所要の財政措置を講ずること。 | 生活困窮者等に対する自立支援策              | 150 | 事項 | 500 |
| VI 原子力発電所の防災対策の強化〔防災部・健康福祉部〕   | _                            |     |    |     |
| 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。   |                              |     |    |     |
| (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自<br>治体、関係機関との調整<br>(2) 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、  |                              |     |    |     |
| 避難支援要員等の迅速な確保  |                              |     |    |     |

| (3)避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保<br>(4)屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備<br>(5)要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備<br>(6)地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保に対する財政支援<br>(7)乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実 |         |     |     |     |
|---|---------|-----|-----|-----|
| Ⅶ 消費税の引上げに伴う課題への対応〔健康福祉部・病院局〕<br>消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。   |         |     |     |     |
| ▼ 若者の雇用対策の推進〔商工労働部〕 産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、企業が実施する長期インターンシップへの助成など、若者の雇用のミスマッチ防止や早期離職の解消に向けて、若者の雇用対策の充実を図ること。  | 若者の活躍推進 | 230 | 353 | 355 |

## 農林水産省関係

| 重点要望の内容等   | 予算案等の状況 (億円)            |          |          |              |
|--|-------------------------|----------|----------|--------------|
| 里点女主の竹谷寺   | 事項                      | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等   |
| I 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への対応<br>〔政策企画局・農林水産部〕   | _                       |          |          |              |
| 1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外<br>措置を確保することに、全力を尽くすこと。  |                         |          |          |              |
| 2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、<br>丁寧な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。   |                         |          |          |              |
| 3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないなど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。   |                         |          |          |              |
| Ⅱ 地域の実情を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造」〔農林水産部〕   |                         |          |          |              |
| 1 農業者が将来に向けてビジョンを描くことのできる農政改革の実行<br>国の農政改革に係る各制度は、中山間地域が大部分を占める島根県に<br>おいても農業・農村の維持・発展につながる仕組みであることが重要で<br>ある。<br>制度の創設や既存制度の見直しにあたっては、生産現場における十分<br>な周知・準備期間を確保するとともに、中山間地域など条件不利地域を<br>含め、地域の実情や意見を反映した柔軟な制度運用となるよう、以下の<br>とおり措置すること。<br>(1)農地中間管理事業 |                         |          |          |              |
| ① 機構集積協力金について十分な予算を確保すること。   | 農地中間管理事業における機<br>構集積協力金 | 100      | 287      | 90<br>〔補〕200 |
| ② 担い手の育成を円滑に進めるため、経営体育成支援事業について十分な予算を確保すること。   | 経営体育成支援事業               | 45       | 45       | 32<br>〔補〕 50 |

③ 農地の受け手も機構集積協力金の対象とする等、受け手対策を充実すること。

#### (2) 米政策の見直し

- ① 需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、国が責任を持ってきめ細かい需給・価格情報や販売進捗・ 在庫情報等を提供すること。
- ② 主食用米以外の多様な水田利用を定着させるため、水田活用の直接支払交付金を安定的に継続すること。
- ③ 平成26年産米について、米価の下落に伴う経営への影響を 緩和するため、「収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)」「ナラシ 移行のための円滑化対策」による補てん金の支払いを早期に行 うこと。

また、「ナラシ対策」は、過去の米価を基準に補てん額が算定されるが、米価が今後も低水準で推移すると補てん額の減少につながることから、その影響が緩やかになるような算定方式に見直すこと。

#### (3) 日本型直接支払制度

中山間地域においては地域政策が極めて重要であることから、十 分な予算措置を行うとともに、自治体や地域の負担が少なく取り組 みやすい制度とすること。

#### (4)農業協同組合の見直し

農業協同組合の見直しにあたっては、JAグループ自らの検討結果や農業者、地域住民などの意見を踏まえた上で、中山間地域の実情などにも配慮したものとすること。

#### 2 農業担い手確保対策の充実

- (1) 青年の就農直後の経営安定を図るため、青年就農給付金の予算確保と制度拡充(親元就農の場合の要件を利用権設定に緩和)を図ること。
- (2)雇用による農業の就農促進に向け、農の雇用事業において、平成 24年度に設けられた雇用就農者の年齢要件を撤廃すること。

| 〔補〕稲作農業の体質強化緊<br>急対策事業          | _        | _          | 〔補〕200       |
|---------------------------------|----------|------------|--------------|
| 米穀周年供給・需要拡大支援事業<br>水田活用の直接支払交付金 |          |            | 50<br>2, 770 |
| 収入減少影響緩和対策<br>収入減少影響緩和対策移行円     | 751<br>— | 802<br>274 | 802<br>385   |
| 滑化対策                            |          |            |              |
|                                 |          |            |              |
| 多面的機能支払交付金                      | 483      | 483        | 483          |
| 中山間地域等直接支払交付金                   | 285      | 300        | 290          |
| 環境保全型農業直接支払交付 金                 | 26       | 26         | 26           |
|                                 |          |            |              |
|                                 |          |            |              |
| 青年就農給付金事業                       | 147      | 178        | 122          |
|                                 |          |            | 〔補〕50        |
| 農の雇用事業                          | 66       | 102        | 67           |
|                                 |          |            | 〔補〕8         |

(3)農村地域での人口定住と担い手の育成確保を図るため、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する 仕組み「半農半X」の実践者を農業の新たな担い手として位置づけ、 青年就農給付金に準じた支援を実施すること。

#### 3 森林・林業・木材産業への支援

- (1)産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営 意欲を喚起できるよう支援措置を充実すること。
  - ① 間伐に加え、利用期を迎えた森林資源の主伐による原木増産 と伐採跡地の再植林などを一体的に行う制度・対策の充実・強 化を図ること。
  - ② 木材産業の競争力を強化するため、高付加価値製品加工の技術開発、高品質・低コスト加工や木質バイオマスの生産・利用施設の導入と集積に対する支援の充実・強化を図ること。
  - ③ 林業を成長産業として位置づけ、原木増産、県産材の安定供給、需要拡大、特用林産対策等を総合的に進めていくため、森林整備加速化・林業再生基金を延長・拡充すること。
- (2)森林整備と木材利用に対する長期的な安定財源を確保するため、森林が有する多面的機能に着目し、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど国として財源を確保し、森林・林業活性化のための交付金創設など、その財源を地方公共団体に配分する仕組みを構築すること。
- (3) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
  - ① 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽 減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の 拡大を行うこと。
  - ② 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、 法・税制度等を整備すること。
  - ③ 林業公社への支援に対する財政支援制度を拡充すること。

| 森林・林業再生基盤づくり交付金<br>(補)森林整備加速化・林業<br>再生対策 | 22<br>— | 50<br>— | 〔補〕 546 |  |
|--|---------|---------|---------|--|
|  |         |         |         |  |
|  |         |         |         |  |
|  |         |         |         |  |
|  |         |         |         |  |

| 4 漁業経営対策の充実<br>漁業経営の安定化や円滑な漁船の更新を進める構造改革プロジェクトが幅広く採択されるよう、「もうかる漁業創設支援事業」の予算措置を<br>平成27年度以降も十分に行うこと。                                     | 漁業構造改革総合対策事業 |        | 38     | 5<br>〔補〕35        |
|---|--------------|--------|--------|-------------------|
| <ul><li>Ⅲ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備〔農林水産部〕</li><li>1 農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮しつつ、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。</li></ul> | 農林水産公共       | 6, 578 | 8, 038 | 6, 592<br>〔補〕 667 |
| 2 国土の強靭性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するために、<br>老朽化した農林水産関係基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算の充<br>実強化を行うこと。                      |              |        |        |                   |

| Ⅳ 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等〔農林水産部〕   |                      |   |    |       |
|---|----------------------|---|----|-------|
| 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域(EEZ)の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。   |                      |   |    |       |
| 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。   |                      |   |    |       |
| 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。  |                      |   |    |       |
| 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内<br>における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。  |                      |   |    |       |
| 5 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、今後も安定的に事業が実施できるよう、平成27年度以降も十分な予算措置を行うこと。                           | 韓国·中国等外国漁船操業対<br>策事業 | _ | 25 | 〔補〕26 |
| V 半島地域への支援〔地域振興部〕   | _                    |   |    |       |
| 半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。<br>また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること。 |                      |   |    |       |

## 経済産業省関係

| 重点要望の内容等   |                         | 予算案等の状況  | (億円)     |                   |
|--|-------------------------|----------|----------|-------------------|
| 里总安全0万1合守  | 事項                      | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等        |
| I 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部〕   | _                       |          |          |                   |
| 1 原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を<br>国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判<br>断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。<br>また、その具体的な手続きを早期に示すこと。 |                         |          |          |                   |
| 2 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速か<br>つ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこ<br>と。  |                         |          |          |                   |
| 3 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。   |                         |          |          |                   |
| Ⅱ 地域の経済情勢への対応〔商工労働部〕   |                         |          |          |                   |
| 1 消費税の引上げにより懸念される影響を緩和するための施策については、引き続き適切に実行すること。<br>また、今後も、価格転嫁が適正になされるよう対策を講ずるとともに、<br>地方経済の動向も十分に把握し、必要な場合は追加の対策を実施すること。        | 消費税転嫁状況監視·検査体<br>制強化等事業 | 46       | 61       | 39<br>〔補〕37       |
| 2 依然として厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りに支障<br>を来さないように、セーフティーネット保証5号の対象業種や対象要件<br>を拡充するなど金融セーフティーネットの機能維持に万全を期すこと。                           | きめ細かな資金繰り支援             | 237      | 237      | 243<br>〔補〕671     |
| Ⅲ 再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進<br>〔地域振興部・環境生活部〕  | 再生可能エネルギーの最大<br>導入      | 1, 364   | 1, 586   | 1,307<br>〔補〕1,012 |
| 再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進を図るため、固定価格<br>買取制度のあり方などを含めた具体的な施策を明らかにし、必要な財政措<br>置を講ずること。  | 省エネの徹底推進                | 1, 565   | 2, 064   | 1,288<br>〔補〕1,610 |

## 国土交通省関係

| <b>全上西祖の中安然</b>   |                    | 予算案等の状況  | (億円)     |                    |
|---|--------------------|----------|----------|--------------------|
| 重点要望の内容等  | 事 項                | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等         |
| I 地方の社会資本の整備推進〔土木部〕   | 土木公共               | 51, 746  | 60, 121  | 51, 767            |
| 県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生を目指すため、遅れている社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。   |                    |          |          | 〔補〕3,438           |
| 1 地方が実施する事業の推進<br>地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を<br>確保するための土砂災害対策や河川改修等が着実に進むよう、社会資本   | 社会資本整備総合交付金        | 9, 124   | 10, 644  | 9,018<br>〔補〕25     |
| 整備総合交付金及び防災・安全交付金など、必要な予算を十分確保し、<br>整備の遅れた地方に重点配分すること。<br>特に、頻発する豪雨災害に対して、土砂災害警戒区域等の指定は、危<br>険箇所を住民へ周知する最善の方法であり、調査が進むよう補助率の引<br>上げや自治体負担分を起債の対象とするなど、必要な財政支援を図ること。 | 防災・安全交付金           | 10, 841  | 12, 647  | 10, 947<br>〔補〕 505 |
| また、地方が実施する公共土木施設の老朽化対策や地籍調査、更には<br>地域における居住環境の改善を図るための空き家対策について必要な<br>支援をすること。  | 地籍調査費負担金           | 106      | 106      | 106<br>〔補〕21       |
| 2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進<br>(1)高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整   | 道路整備費              | 16, 579  | 19, 266  | 16, 602<br>〔補〕 392 |
| 備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の<br>供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的<br>に配分すること。  | うち直轄事業費<br>(改築その他) | 11, 829  | 13, 811  | 11, 522            |

| (2)住民の安全・安心の確保、都市部との格差解消、大規模災害時の代替性の確保のため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。 ① 事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。 ② 未事業化区間の早期事業化を図ること。 ・「福光~浅利間」は新規事業化に向けた手続きを早急に進めること。 ・「益田~萩間」は全区間について速やかに「計画段階評価」を行うこと。   |       |        |       |              |
|---|-------|--------|-------|--------------|
| (3)地方において、観光振興や地域経済の発展には、高速道路の活用は不可欠であるが、ETC割引率の見直しによって、物流コストの  |       |        |       |              |
| 増加や観光客の減少等がみられるため、地方の高速道路の割引縮小の影響を分析し、地域の実情に応じた、きめ細かな料金施策を講ずること。  |       |        |       |              |
| 3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の推進 (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備などの改修を推進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。 (2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため、必要な予算を配分すること。 ① 波積ダムについては、本体工事の早期着手に向けて、必要な予算を配分すること。 ② 矢原川ダムについては、建設事業を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。 (3) 従来のレーダより詳細な雨量データをほぼリアルタイムに配信できるXバンドMPレーダについて、島根県内の大半は空白地域とな | 治水事業費 | 7, 548 | 8,747 | 7, 555〔補〕245 |

こと。

| 4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化<br>日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を<br>強化するため、次の事項について整備の推進を図ること。<br>(1)高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の整備<br>を推進すること。<br>(2)荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の<br>整備を推進すること。   | 港湾整備費 | 2, 312 | 2, 684 | 2, 314<br>〔補〕 59 |
|---|-------|--------|--------|------------------|
| ■ 地方交通への支援 [地域振興部]  1 地方航空路線の維持 高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。 (1)地方航空路線を維持するため、地方航空路線に関する変更の届出等においては、事前に国・航空会社・地元自治体で十分な時間を持った協議の場を設定する仕組みの創設など、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。 (2)地元自治体と地域が一体となって取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。  2 羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、羽田空港発着枠の見直し配分等においては、地方航空路線への配慮が必要である。 (1)国内航空路線・国際線の発着枠見直し配分に際しては、地方航空 |       |        |        |                  |
| 路線へ優先配分すること。<br>(2)特に、代替高速交通機関が未整備である地域に対しては特別枠を<br>設けて配分すること。  |       |        |        |                  |

| 3 離島航路の維持<br>隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40<br>万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものである。<br>これまでも県や町村の支援は実施しているが、島民や観光客の減少に<br>より、他の航路と比較しても高い運賃でなければ、航路維持は厳しい状<br>況にある。<br>ついては、離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度<br>の移動・流通コストで利用できるよう、離島航路に対する支援制度を拡<br>充すること。 | 地域の公共交通ネットワークの再構築                | 306 | 363 | 291<br>〔補〕68 |
|---|----------------------------------|-----|-----|--------------|
| 4 高速鉄道網の整備促進<br>鉄道の高速化に向けて、新たな技術の導入などを早期に進めるととも   | フリーゲージトレインの技術<br>開発              | 21  | 29  | 20           |
| に、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。  | 鉄道整備等基礎調査委託費                     | 1   | 1   | 1            |
| Ⅲ 地域の実情に応じた地域連携支援策の推進<br>〔政策企画局・地域振興部〕  |                                  |     |     |              |
| 1 全国一律の人口規模等による基準ではなく、地域の実情に応じた基準<br>により支援を行うこと。  | 新たな広域連携の促進に要す<br>る経費[再掲]         | 1   | 5   | 2            |
| <ul><li>(1)「地方中枢拠点都市」制度において、産業・生活拠点機能の向上に取り組む複数の地方都市等を一括して指定すること。</li><li>(2)地域において実際に中核としての役割を担っている自治体も含めて支援すること。</li></ul>  | 定住自立圏構想の推進[再掲]                   | 1.2 | 1.0 | 0.3          |
| 2 いわゆる「小さな拠点」については、離島・中山間地域など条件不利<br>地域の実情を踏まえて、十分な整備箇所数を確保すること。  | 集落ネットワーク圏の形成<br>[再掲]             | _   | 4   | 4            |
|   | 農村集落活性化支援事業[再掲]                  | _   | 10  | 6            |
|   | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進[再掲] | 4   | 5   | 3            |

| IV 離島・半島地域への支援〔総務部・地域振興部〕   |           |      |    |             |
|---|-----------|------|----|-------------|
| 1 離島振興法に基づく支援制度の拡充<br>離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を<br>図るとともに、国境に位置する離島の保全・振興に関して必要な制度の<br>創設を行うこと。   |           |      |    |             |
| 2 国境に位置する離島への支援<br>国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮<br>し、国境離島に係る新法の制定や新設された離島活性化交付金をはじ<br>め、十分な予算額の確保など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措<br>置を講ずること。  | 離島活性化交付金  | 12   | 14 | 12<br>〔補〕 7 |
| 3 半島振興対策の充実<br>半島地域の特性や実情を踏まえ振興対策を促進するため、平成27年<br>3月をもって、法期限を迎える半島振興法を延長すること。<br>また、半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための<br>財政等支援措置の充実を図ること。  | 半島振興施策の推進 | 0. 4 | 3  | 1<br>〔補〕2   |
| <ul> <li>V 海上監視体制の充実強化 [防災部・農林水産部]</li> <li>1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。</li> <li>2 島根県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。</li> </ul> |           |      |    |             |
| VI 活火山の監視・観測体制の強化 [防災部]<br>火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。   | _         |      |    |             |

| Ⅷ 湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部〕  | _               |    |     |           |
|---|-----------------|----|-----|-----------|
| 1 宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁<br>メカニズムの解明は容易でない。<br>このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために<br>必要な調査等を行うこと。 |                 |    |     |           |
| 2 アオコ、水草等の異常発生時には、速やかに回収、処理などの対策を<br>講ずること。   |                 |    |     |           |
| Ⅷ 地方の国際観光の振興〔商工労働部〕   | 訪日2000万人時代に向けたイ | 85 | 162 | 85        |
| 国内観光が減少を続ける中、国・地方を通じた訪日外国人旅行者拡大に  | ンバウンド政策の推進      |    |     | 〔補〕40     |
| 向けた取組みにより、外国人旅行者が増加傾向にある。<br>国においては、観光資源等を活かして訪日外国人の誘致を図ることとしているが、今後、地方への来訪を促す次の取組みを、国として一層強化すること。      | 観光地域づくり支援       | 5  | 10  | 6<br>〔補〕1 |
| (1) 新たな広域観光ルートづくりの支援  |                 |    |     |           |
| (2) 地域を取り上げたプロモーションの実施  |                 |    |     |           |
| (3) 外国人受入れ環境の整備   |                 |    |     |           |
| (4) 地域資源を活用した観光地づくりの支援  |                 |    |     |           |

## 環境省関係

| 水元 日内 I小  |   | 予算案等の状況  | (億円)     |            |
|---|---|----------|----------|------------|
| 重点要望の内容等  | 事項  | H26 当初予算 | H27 概算要求 | H27 政府予算案等 |
| I 海岸漂着物対策の推進〔環境生活部〕   | 海岸漂着物等地域対策推進                              | 0.8      | 30       | 4          |
| 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置については、恒久的な措置とすること。  | 事業  |          |          | 〔補〕25      |
| 2 海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原<br>因究明と対策を強く要請すること。   |   |          |          |            |
| Ⅱ 隠岐世界ジオパークへの支援〔環境生活部〕  | 自然公園等事業費                                  | 85       | 84       | 88         |
| 隠岐世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、地方公共団体に対する支援を行うこと。  | 国立公園等における公園利用施設の国際化等整備事業                  | _        | 25       |            |
|   | 日本の国立公園と世界遺産<br>を活かした地域活性化推進<br>費         | 7        | 7        | 6          |
| <ul><li>Ⅲ 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応 [環境生活部]</li><li>1 微小粒子状物質 (PM2.5) による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。</li></ul> | 微小粒子状物質(PM2.5)及び<br>光化学オキシダント等の総<br>合的な推進 | 6        | 7        | 6          |
| 2 「注意喚起のための暫定的な指針」が示されたところであるが、予報・<br>予測精度の一層の改善を図り、的確な注意喚起が実施できるようにする<br>こと。   |   |          |          |            |

| IV 湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部〕 宍道湖、中海は汽水湖特有の複雑な水質形成過程を有しており、汚濁メカニズムの解明は容易でない。 このため、アオコ、水草等が異常発生している原因を究明するために必要な調査等を行うこと。   |                        |     |     |              |
|--|------------------------|-----|-----|--------------|
| V 原子力発電所の安全対策の強化等 【原子力規制委員会】<br>〔防災部・健康福祉部・警察本部〕   |                        |     |     |              |
| <ul> <li>1 原子力安全対策</li> <li>(1)福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。</li> <li>(2)原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機の安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。</li> <li>(3)原発の稼働・再稼働については、まず、エネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</li> </ul> |                        |     |     |              |
| 2 原子力防災対策 (1)「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画(原子力災害対策編)の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対し、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うこと。 ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整  | 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金[再掲] | 120 | 236 | 122<br>〔補〕90 |

| ② 要援護者を含む住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保 ③ 避難所や救護所で必要となる資機材、物資、医療・介護従事者等の確保 ④ 屋内退避時に必要となる人的・物的支援体制の整備 ⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の整備 ⑥ 乳幼児が迅速に服用できる安定ョウ素剤の製剤の開発、安定ョウ素剤の副作用・誤飲に関する補償制度の創設等の予防服用体制の充実 (2)原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、財政支援を行うこと。 ① 地理的に即時避難が容易でない要援護者等が利用する施設等を対象とした放射線防護対策及び通信手段の確保 ② 消防団員等防災業務従事者への資機材の配備 ③ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充 ④ モニタリングやスクリーニングで必要となる資機材の配置 ⑤ 住民等の安全かつ円滑な避難を確保するための交通安全施設の整備 (3)官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。 (4)地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。 |           |     |     |     |
|--|-----------|-----|-----|-----|
| Ⅵ 省エネルギー推進〔環境生活部〕 地球温暖化防止の観点から、省エネルギー推進のための施策を充実すること。  | 大胆な省エネの実現 | 103 | 183 | 143 |

## 防衛省関係

|   |   |       | 予算案等の状況  | (億円)     |                |
|---|---|-------|----------|----------|----------------|
| 重点要望の内容等  | 事 | <br>項 | H26 当初予算 | H27 概算要求 | <br>H27 政府予算案等 |
| I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等〔防災部〕  | _ |       |          |          |                |
| 1 <b>関係機関への中止の要請等</b><br>住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われない<br>よう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。   |   |       |          |          |                |
| 2 国による実態把握と実態の伝達 (1)飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ、更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。 また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。 (2)現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。 |   |       |          |          |                |
| 3 飛行訓練に係る情報開示<br>住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかに<br>し、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供する<br>こと。  |   |       |          |          |                |
| 4 住民負担の軽減等 (1)住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。 (2)飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。  |   |       |          |          |                |

| (3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、<br>政府において、十分調整して対応すること。<br><b>5 国と地方の協議</b><br>米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。  |          |        |        |        |
|---|----------|--------|--------|--------|
| ■ 自衛隊輸送機の機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化〔防災部〕<br>航空自衛隊美保基地においてC-1輸送機に代わり配備が予定されて<br>いるC-2輸送機の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、<br>低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連<br>市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を<br>充実・強化すること。   | 基地周辺対策経費 | 1, 231 | 1, 248 | 1, 195 |
| <ul> <li>Ⅲ 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実 [防災部]</li> <li>1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。         <ul> <li>平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。</li> </ul> </li> <li>2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、出雲駐屯地をはじめ、県内における自衛隊の配備体制の充実を図ること。</li> </ul> |          |        |        |        |